

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>教育庁 学校総務サービス課</p>	<p>吹田市立中学校の職員Aに対して、平成29年4月及び同年10月にそれぞれ6か月分を支給した通勤手当について、通勤定期運賃の改定（値下げ）があったにもかかわらず、改定前の額で算出していたため、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 583 1531 747"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年4月から同年9月まで</td> <td>93,910円</td> <td>93,050円</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月から平成30年3月まで</td> <td>93,910円</td> <td>93,050円</td> <td>860円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成29年4月から同年9月まで	93,910円	93,050円	860円	平成29年10月から平成30年3月まで	93,910円	93,050円	860円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5千円を超えるときは、5万5千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (運賃等相当額の算出の基準) 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>指摘された職員の通勤手当については、職員の通勤手当に関する規則に基づき、返納の措置を講じた。 また、認定事務適正化に向け、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 該当校に対し、運賃改定に遺漏なく対応すること及び事後の確認等の周知徹底を図った。 2 市町村教育委員会に対し、今回の監査結果の内容を通知するとともに、その所管に属する学校に対し、事後の確認等の周知徹底を図った。 3 認定権者である学校長を対象とした研修において、今回の監査結果を周知するとともに、運賃改定に遺漏なく対応すること及び事後の確認を随時行うことを指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。 4 事務担当職員研修の際に、平成30年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、運賃改定への対応及び事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導した。
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額												
平成29年4月から同年9月まで	93,910円	93,050円	860円												
平成29年10月から平成30年3月まで	93,910円	93,050円	860円												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）